

実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与
する取引に関する取扱い(案)」等に対する意見

企業会計基準委員会 御中

ウイングアーク 1 s t 株式会社
管理本部 本部長 藤本 泰輔

当社は、この度公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)等に対して、以下の通り意見を申し上げます。

質問 1 (ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問)

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照)、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

ストック・オプション会計基準は、従業員等に付与されるストック・オプションが一般的に報酬としての性格を持つという前提の下、企業がその従業員等に対しストック・オプションの他、財貨又はサービスの取得において対価として自社株式オプションを付与する取引に適用するとされている。また、報酬とは企業が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として、従業員等に給付されるものとされている(ストック・オプション会計基準第 2 項第 4 号)。そのため、企業が従業員等による労働や業務執行等の対価として新株予約権を割り当てているということが認められる場合には、ストック・オプション会計基準の規定が適用されることとなる。

有償ストック・オプション(有償新株予約権)は、従業員等が自社株式に将来的に出資することを企図して実施される投資制度である。企業が自社株式を従業員等に広く取得させるための機会として提供する制度であり、その位置付けは持株会に近い¹。この制度に申

¹ 持株会は、基本的に全ての従業員に対して一様に申し込みの機会が与えられること、会社が株式購入資金として会社が一部補助する仕組みであることは、有償新株予約権と異なる。

し込む従業員等の立場からみれば、新株予約権を所定の価格で購入しているものであり、一度払い込んだ金銭は基本的に払い戻されることはない。また、新株予約権の発行価格は、その公正価値に基づいて決定されているため、その購入により従業員等が何らかの財産上の利益を受けているということにはならない。これらの点を踏まえると、当該制度に報酬としての意図は存在せず、投資制度として整理するのが適当である。

ストック・オプション会計基準は、ストック・オプションに対価性の推定を覆すに足りるだけの明確な反証が無い限り、対価性が存在しないことを立証することができないとされている。つまり、報酬としての対価性があることを当然の前提として基準が整備されているようにも読み取れる。従って、前掲の有償新株予約権をストック・オプション会計基準の範囲に含めようとするのは、これを報酬として定義することであり、これまで法律上の解釈と税務上の理解が整合的になされてきた有償新株予約権の整理に矛盾が生じ、実務に混乱を招く懸念がある。そのため、有償新株予約権を報酬取引と同一視することを提案する本質問には同意できない。また、同様の理由から質問2乃至4についても同意しない。

質問5(その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見】実務対応報告の形式で開発することについての反対意見

仮に本公開草案が意図する会計処理を実務に持ち込む場合、報酬であることを当然の前提として整備されているストック・オプション会計基準の考え方に有償新株予約権を含めようとするのは相当の困難を伴うことが予想される。少なくとも、会社法上の報酬概念に有償新株予約権が当てはまるのか検討を経る必要があると思われ、それがなされないまま開発を進めるのであれば、ストック・オプション会計基準自体を見直すべきであると考えられる。

【意見】非上場会社の取扱いにおける特例の必要性

本公開草案は、非上場会社の取扱いとしてストック・オプション会計基準の特例の適用(企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」13項)が認められるのか判然としない。そのため、当該特例の適用が認められる旨が本公開草案に記載されることを提案する。

【意見】国際財務報告基準(IFRS)上の取扱いとの差異に関する問題点

本公開草案では、勤務条件が付されていなくても業績条件が付されている有償新株予約権は、報酬としてその適用範囲に含めるとされているが、IFRSでは、有償新株予約権に従業員等の一定期間の勤務を求める条件(勤務条件)がなければ報酬として認識しない整理で規定されている。

コンバージェンスの観点から、会計基準間の差異を拡げるような取り扱いは望ましくなく、再考されることを期待する。

以上